

「平成 28 年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に 対する意見の募集結果について

山口県では、食品衛生法の規定により、平成 28 年度に実施する食品衛生対策について、「平成 28 年度山口県食品衛生監視指導計画」を策定しましたので、公表します。

また、計画の策定に当たり、計画(案)に対して実施したパブリック・コメント(県民意見の募集)の結果について、併せて公表します。

1 公表する資料

- (1) 「平成 28 年度山口県食品衛生監視指導計画」(概要)
- (2) 「平成 28 年度山口県食品衛生監視指導計画」(全文)

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
平成 28 年 2 月 23 日(火) から平成 28 年 3 月 22 日(火) まで
- (2) 意見の件数
6 人 15 件
- (3) 意見の内容と県の考え方
別添のとおり

環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班

担 当：坂 本

電 話：083-933-2974

F A X：083-933-3079

Eメール：a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

「平成28年度山口県食品衛生監視指導計画(案)」に対し、提出された意見
とそれに対する県の考え方について

- (1) 意見募集期間 平成28年2月23日(火)～平成28年3月22日(火)
 (2) 意見の件数 6人 15件
 (3) 意見の内容と県の考え方

意見の内容		意見に対する県の考え方
第2 監視指導に関する基本的事項		
1	昨年、TPP協定の大筋合意がなされ、今後、農薬や添加物などの日本の基準違反する食品の流通が増えるのではないかと不安を感じている。県では、輸入食品対策にどのように取り組んでいるか教えて欲しい。	TPP合意後においても、農薬や添加物などの規制は、自国の基準により決めることができることとされており、今後とも国において輸入食品の安全対策は確保されるものと考えております。 県においても、従来から輸入食品の残留農薬検査、添加物等の検査を実施しており、引き続き、輸入食品の流通状況等を監視しながら、実情に即した監視や検査を行うこととしております。
第4 監視指導の実施		
2	イノシシとシカの狩猟期間が3月まで延長されているので、野生鳥獣肉処理施設の一斉監視の期間も延長してはどうか。	御意見を踏まえ、一斉監視期間を11月～1月までとしました。
3	何度も食中毒を発生させた施設には「特別監視枠」を設けて監視を強化するとともに、その施設の情報を長期間webサイトに掲載して周知を行う必要があるのではないか。	食品関係施設への監視指導については、標準監視回数を原則として、食中毒発生頻度等の状況を踏まえ、効果的に行うこととしております。 食中毒を発生した施設に対しては、要領に基づき、営業停止等の行政処分を行うとともに、再発を防止するため、衛生管理の徹底を指導します。 また、食中毒発生の際には、報道発表、県ホームページへの掲載等により、県民へ周知しております。
4	HACCPにより衛生管理を行っている施設は、独自に衛生管理の高度化を図っているため、標準監視回数を減じて良いのではないかと。	食品関係施設への監視指導については、標準監視回数を原則として、施設の管理状況等を踏まえ、効果的に行うこととしておりますが、今後の本県関係施設へのHACCP導入状況により、監視回数の削減について検討します。

第5 食品等の収去検査等		
5	<p>アレルギー物質については、特定原材料を対象とした内容となっているが「特定原材料に準ずるもの（奨励品目）」や「海外で規制のあるもの。食物アレルギーの症例があるもの」についてどのように対応するのか。昨年「関係法令等を踏まえ必要に応じ検査対象の拡大を検討する」と回答されたが、進展があれば明示されたい。</p>	<p>現在、食品表示法において健康被害に直接影響する可能性の高い特定原材料とされている小麦、卵、乳、そば、落花生、えび及びかにについて検査を行っています。今後、法改正等があれば必要に応じ検査対象の拡大を検討することとします。</p>
第8 食品等事業者の自主的な衛生管理の促進		
6	<p>県内にはHACCPによる衛生管理を行っている事業所はどのくらいあるのか。また、県では、県内事業者へのHACCPの導入促進にどのように取り組んでいるのか。</p>	<p>現在、HACCPによる衛生管理について、国の承認や業界団体の認定を受けている施設は県内に20施設あります。また、県では、HACCPの導入手順やHACCP導入型の管理運営基準について講習会を開催するとともに、平成27年度からは保健所職員や有識者等で構成するHACCP支援チームを編成し、県内事業所に対してHACCP導入に向けた具体的、専門的な助言・指導を行っております。</p>
第10 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施		
7	<p>TPP協定の大筋合意以降高まっている、輸入食品の安全性の確保等への関心に対応するため、輸入食品に関するリスクコミュニケーションの機会を増やして欲しい。</p>	<p>県では、「やまぐち食の安心・安全推進協議会」における意見交換や「サイエンスカフェ」、「食の安心・安全お届け講座」等、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションを行っています。「輸入食品」をテーマとした実施実績もありますので、申込につきましては、生活衛生課又は最寄りの保健所にご相談ください。</p>
その他		
8	<p>他県で発生した、廃棄食品が適正に処理されず、食品として流通販売された事案に関する対応を盛り込むべきではないか。</p>	<p>廃棄食品が不適正に流通販売された事案についての情報は十分認識した上で立入検査を行い、営業実態が不明又は実態がない食品の製造・販売を行う者を発見した場合は、食品の入手経路、販売状況等詳細を調査し、不適正な内容が認められた場合は、食品衛生法に基づき、食品の販売禁止、回収、廃棄等適切な措置を講じることとしています。</p>

9	<p>全体で20ページ程度の案件ですが、意見記載をするためには関係法令を確認すべき場合もあり、1ヶ月の期間設定は短いため、期間の延長又は再実施を求める。要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p>	<p>山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しました。</p> <p>また、パブリック・コメントの実施については、新聞広告（山口新聞、中国新聞に2月29日、宇部日報に3月1日に突出広告を掲載）、食の安心・安全メールや県庁情報公開センター、県内7地方県民相談室、山口県税事務所防府分室、県内8健康福祉センターにおける計画（案）の閲覧などにより、広報に努めて参りました。</p> <p>御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>今回の意見募集の広報が、実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を検証する為にも、県のホームページではなく、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したのか具体的（媒体、掲載日、大きさ）に提示をお願いします。</p>	<p>食品関連事業者団体にパブリック・コメントの実施について通知したほか、山口県食の安心・安全審議会等において広く意見を募集しました。</p>
11	<p>当件内容は、地域性・専門性が高く、県民からの意見募集のほかに、専門家からの意見聞き取り等の実施をお願いします。</p>	<p>食品関連事業者団体にパブリック・コメントの実施について通知したほか、山口県食の安心・安全審議会等において広く意見を募集しました。</p>
12	<p>当計画（案）は毎年度作成されておりますが、平成27年度の実施結果内容をいつどのように当計画に反映するのか。また、前年度とどこを変更したか明記いただきたい。</p>	<p>当計画は、食品衛生法に基づき、地域の実情等を踏まえ、毎年度策定することとされており、平成27年度の監視指導の実施状況等の概要については、平成28年6月末までに公表することとしております。</p> <p>当計画（案）には、平成27年度の事案を踏まえた学校給食への異物混入対策のほか、全国高等学校総合体育大会等の大規模イベントにおける食品衛生対策を重点監視項目として加えております。</p>
13	<p>一部に「～等」の記述があるが、極力具体的な記述をお願いしたい。</p>	<p>同様の御意見を昨年度賜り、可能な限り具体的な記述へと修正しましたが、引き続き、具体的な記述に努めることとします。</p>
14	<p>巻末に「用語解説」があるが、本文中語句にナンバーをふり、詳細が巻末で確認出来ることを明記すればよりわかりやすい。語句説明についても、よりわかりやすい内容にしてほしい。</p>	<p>御意見として賜り、用語解説については、引き続き、わかりやすい記載に努めます。</p>
15	<p>後々の年度確認を円滑に行うため、元号西暦併記について検討をお願いします。</p>	<p>御意見として賜り、今後検討させていただきます。</p>